

調査報告書

大 畑 智 史

申告納税方式における ICT 活用

—記入済申告制度について—

目次

はじめに

I、申告納税方式

II、記入済申告制度

III、記入済申告制度の本格的実施のために：ICT 活用

IV、記入済申告制度の税制上の意義

おわりに

2025 年 12 月 24 日

GLC 合同会社

申告納税方式における ICT 活用:記入済申告制度について

大畠 智史

はじめに

日本では、近年、申告納税方式における ICT 活用の議論が活発になっている。租税国家である日本におけるそうした徵税関係の議論は当然のこととして重要であるが、以下のような申告納税方式そのものの意義も強調される。

申告納税方式は、国税通則法第 16 条により「納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつた場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。」と定義され、国民による納税義務の自主的遂行システムとなっています。

申告納税制度は、納税者自らが税法に基づく税額を計算して納税することから、最も民主的な課税方式といわれ、納税者の租税に関する意識をより一層高める働きをしています。¹

申告納税方式の議論の中では、例えば、マイナンバー制度を活用した記入済申告制度が取り上げられる。この場合、納税者は記入済みの申告書類を確認するだけである。しかし、マイナンバー制度の社会的展開の不十分さ、などの理由から当該申告制度は十分に実施されていない。

そこで本稿では、日本における申告納税方式の特徴を整理し、当該方式において ICT システムが活用されたものとしての記入済申告制度の改善策について、ICT 活用の視点を重視して少し考察することとする。この中では、当該考察の実際の税制への意義についても若干考察する。その視点についてだが、例えば、現在の申告納税方式と大きく関わるマイナンバー制度における ICT 活用の現状を見ても、不便で分かりにくい場合があったり、当該システム上のトラブルがあったりし、その ICT 活用による改善の余地は大きいものと考える。

なお、本稿の内容は、特に断りのない限り日本に関するものとする。

I 、申告納税方式

申告納税方式は、一般的に、以下のように整理される。

税金を納める時に自分で納めるべき金額を計算して納税する方法を申告納税方式といいます。申告納税方式の税金は、法人税や所得税、消費税、相続税の他、法人県民税や法人市民税などがあります。

これに対して、国や地方公共団体が納めるべき金額を計算し納税者に通知する方式を賦課課税方式といいます。賦課課税方式の税金は、国税では加算税や過怠税、地方税では固定資産税や不動産取得税、自動車税、個人住民税、個人事業税などがあります。²

申告納税方式は、複数の仕組みと関連している。この仕組みとしては、例えば、年末調整、源泉徴収、ふるさと納税、マイナンバー、などの仕組みが考えられる。それでは、こうした仕組みはどのように申告納税方式と関連しているのか、この点を以下において見ておく。

まず、申告納税方式と年末調整との関連性について。これはよく知られた点であるが、給与所得者

の場合、年末調整により確定申告が不要になるのである。この点については、一般的に以下のように整理されている。

年末調整とは、会社が従業員に支払った給料や賞与から源泉徴収した税額の年間の合計額と本来徴収すべき所得税の一年間の総額を再計算し、過不足金額を調整して年税額を一致させる精算の手続きです。³

ここにおいては源泉徴収の仕組みも重要である。これにより、1年の税額負担が一時点に集中することが防がれている。源泉徴収については以下のように整理されている。

源泉徴収とは、給与や報酬を支払う事業者(会社)が、給与の支払い時に所得税などを差し引いて国などに納付する制度のことです。給与明細には「所得税」と記載されます。

また、源泉徴収された所得税の額と、実際に支払うべき金額の差額を調整するために、会社員や公務員は年末調整、個人事業主は確定申告(※)などの制度が設けられています。

※所得税法で定められた職業に該当する個人事業主への報酬が発生する場合は、支払い側が報酬の10.21%を所得税として源泉徴収し、税務署に納付する義務を負います。⁴

以上のことから、一年間の税額を確定させる上で、確定申告・源泉徴収・年末調整という仕組みが大きく貢献していることがわかる。こうした仕組みを効率化させる上で、各種ICTシステムが活用されるようになった。これについては、例えば、e-Tax、eLTAX、マイナンバー関係のシステム、などのものがある。それでは、以下において、これらのシステムと申告納税方式との関連性について概観しておく。

まずe-Taxについて。これにより、納税者はインターネットを通じて確定申告ができるようになった。e-Taxについては以下のように説明されている。

e-Taxとは、以下のような国税に関する各種の手続について、インターネット等を利用して電子的に手続が行えるシステムです。

所得税、相続税、贈与税、法人税、地方法人税、消費税(地方消費税を含みます。)、酒税及び間接諸税に係る申告

全税目の納税(電子納税証明書の手数料納付を含みます。)

申請・届出等(電子納税証明書の請求及び発行を含みます。)⁵

なお、このe-Taxを利用した源泉所得税の納付も可能になっている。近年、e-Taxを利用した確定申告は社会に普及しつつある。こうした中で、当該システムの利便性向上の取り組みもなされている。例えば、e-Taxとマイナポータルとの連携、スマホでのe-Tax利用、などの取り組みを取り上げられる。この前者については、以下のように説明される。

マイナポータル連携とは、年末調整や所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で、給与所得の源泉徴収票や、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能です。

なお、所得税確定申告の手続の場合は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

で、この機能をご利用になれます(マイナンバーカードを利用して e-Tax で確定申告書を提出する場合に限ります。)。⁶

なお、マイナポータルについては、デジタル庁により以下の説明がなされる。

マイナポータル(ウェブサイト)を通じて、子育てや介護などの行政手続の検索、オンラインでの申請など、ワンストップのサービスを提供します。行政機関等が保有するご自身の情報を確認することや、行政機関等からのお知らせ内容を確認することもできます。なお、一部の機能のご利用にはマイナンバーカードが必要です。

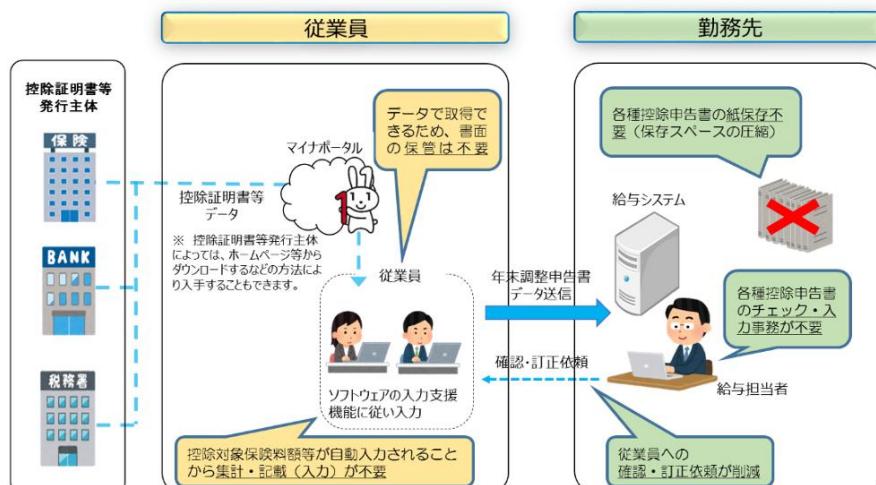
また、様々なサービスを提供する民間企業の方とは、社会保険や税などの手続のため、システム間での連携(API 連携)も可能です。⁷

なお、マイナンバーについては以下の形で説明される。

行政手続等における特定の個人を識別するための制度です。行政機関等の間での情報連携により、各種の行政手続における添付書類の省略などが可能となります。また、マイナンバーカードは、民間サービスでの本人確認等にも利用できます。⁸

年末調整についても、国税庁の方で「e-年調」という形で年末調整業務の電子化の取組みがなされているが、こうした年末調整の場面でもマイナポータル利用は効果的である。ここで述べられるマイナポータル連携の全体図が当該ホームページに示されているので、これを以下に示しておく。

令和2年 10月以降(電子化後)



[図 1]e-年調

〔国税庁 HP 内資料「年末調整手続の電子化概要図」

[https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_01.htm] (参照日: 2025年2月25日)]

次に eLTAX について。これは、e-Tax の地方税版で、以下のように説明される。eLTAX により、確定申告・年末調整・特別徴収(国税の源泉徴収に相当)の電子化が進んだ。

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。エルタックスと読みます。

地方税の申告、申請、納税など(以下「申告等」といいます。)の手続きは、紙の申告書で手続きを行う場合、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありました。eLTAXは、地方公共団体が共同で運営するシステムであり、電子的な一つの窓口によるそれぞれの地方公共団体への手続きを実現しています。

※eLTAXは、地方公共団体が共同して運営する組織「地方税共同機構」が開発・運用しています。⁹

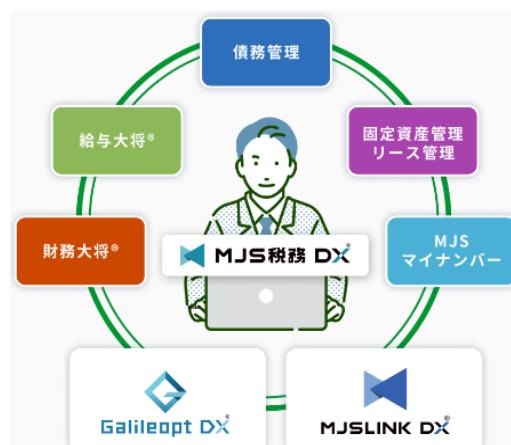
このeLTAXとマイナンバー制度との連携については、まだ本格的ではなく、以下の提言がなされている。

- ・個人向けの手続の充実に向けては、マイナンバーカードが急速に普及したこと等を踏まえ、マイナポータルも併せて利用していくことが必要。
- ・マイナンバー制度をデジタル社会の基盤として有効に機能させるため、課税情報とマイナンバーの適切かつ速やかな紐付けを進めることが重要。¹⁰

マイナポータルは、国税の場合を見ても、適正に利用される場合には税務効率化に大きく資するものである。地方税の場合においても当該システムは活用されるべきだと考えられる。当然、国税の場合におけるその活用方法はまだまだ改良点がある状況である。この点でよく知られている点は、金融所得課税におけるマイナンバーの適正な活用がまだ十分になされていない、といったことである。

申告納税・源泉徴収・年末調整のICT化は、行政だけでなく、企業等の民間組織においても進んでおり、ここにおけるICTシステムと、これまで整理してきた行政側のそのICTシステムとが基本的には連携される形になっている。それでは、民間組織における、それらのICTシステムの展開様式について、ここで簡単に整理しておく。

それらのためのICTシステムは、多くの企業により販売されている。その企業としては、例えば、ピー・シー・エー(株)、フリー(株)、(株)ミロク情報サービスなどがある。ここでその具体的なシステムを紹介しておく。



[図2] MJS 税務 DX

[(株)ミロク情報サービス HP[<https://www.mjs.co.jp/products/tax-affairs/>] (2025年2月25日)]

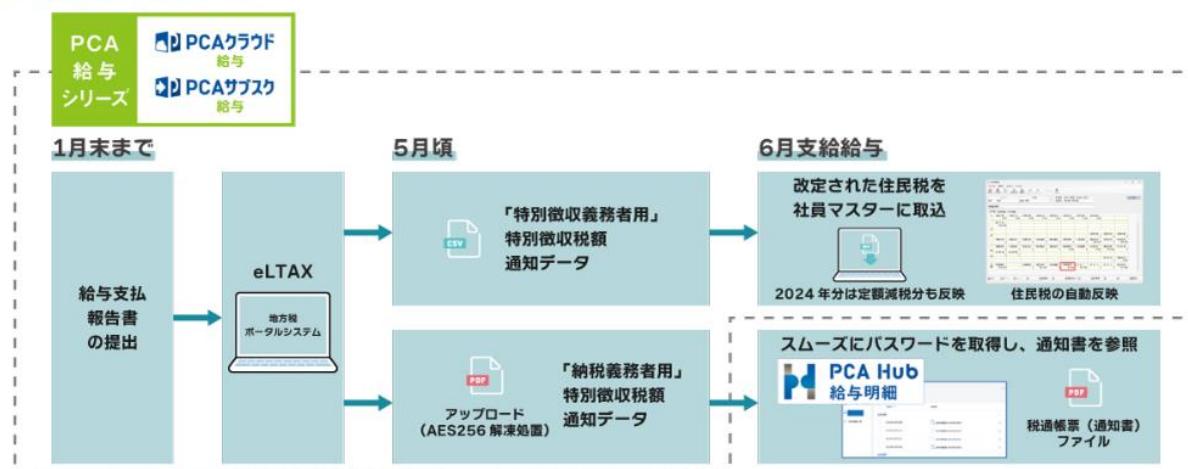
(株)ミロク情報サービスの税務システムの特徴としては、例えば、以下の諸点が取り上げられている。

- ・財務システムや給与システムなどとの連携や外部データ取込機能で、各種申告書・内訳書・法定調書などの作成を自動化できます。
- ・法人税申告書や消費税申告書などを「e-Tax(国税電子申告)」や「eLTAX(地方税電子申告)」にまとめて申告することができます。¹¹

年末調整についても、そうしたシステムは販売されているが、これについては、例として、ピー・シー・エー(株)の製品を紹介しておく。これは年末調整対応用のソフトで、「PCA Hub 年末調整」では、年末調整について、システムへの申請データの自動取り込み、PC やスマートフォンによる申請、「扶養控除等申告書」や「基礎控除申告書」など 6 種類の年末調整申告書類の電子化、わずか三ステップでの年末調整のデジタル化、PCA Hub HR Suite の導入による給与明細の配布や年末調整の申請や労務管理の手続きのワンストップでのデジタル化、これらが可能だとされる¹²。

なお、同社では、特別徴収税額通知の電子化にも取り組んでおり、以下の形で説明される。

電子化後の運用イメージ



[図 3]特別徴収税額通知の電子化

[ピー・シー・エー(株) HP[https://pca.jp/area_top/chousyuzeigaku/index.html] (参照日: 2025 年 2 月 25 日)]

PCA では、『PCA 給与シリーズ』と『PCA Hub 給与明細』を利用して、電子データの特別徴収税額通知書を Web 上でまとめて従業員に配布することができます。

これにより、紙での配布や『PCA Hub 給与明細』を使わずに配布するのと比較して確認や従業員ごとの個別送付が必要なくなり、事務担当者の作業の手間を大幅に減らすことができます。¹³

申告納税方式関係の以上の整理と大きく関係する事柄としては、ふるさと納税制度、特別徴収や税額控除などの手法による法人への税の軽減制度、などのものがある。ここでは、その関係について簡単に整理しておく。こうしたことから、申告納税方式についての議論がいかに重要であるかがわかると考えられる。

まず、ふるさと納税の場合について。ふるさと納税制度の活用により所得税や住民税が軽減されることはよく知られている。総務省の当該制度の説明を以下に掲載しておく。

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です(一定

の上限はあります。)。¹⁴

この控除の適用には年末調整ではなく確定申告が必要になるが、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」もある。これについては以下の形で整理される。

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくともふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。¹⁵

なお、ふるさと納税制度における当該控除の上限額を知る上では源泉徴収票が必要になる。

また、特別徴収との関連では、以下の指摘がなされる。

勤務先などに送られてきた「特別徴収税額通知書」を受けとったら、「住民税の税額欄(特別区民税、都民税、県民税、市民税などと印字されています。)の税額控除額」という欄を見てみましょう。ふるさと納税をした場合、「寄附金税額控除」という控除制度の適用を受けることになるため、ふるさと納税分の住民税の控除額はこの欄に記載されます。つまりここを見れば、どのくらい住民税額が控除がされるのか、その金額が一目でわかつることになります。¹⁶

更に、法人への税の軽減措置についての制度には、商業・サービス業等を営み、青色申告書を提出する中小企業者等が、2021年3月31日までに経営改善設備を取得等した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除を受けることができる措置¹⁷、などのものがある。

II、記入済申告制度

マイナンバー制度が施行された頃から、記入済申告制度の議論が活発になってきた。これは、納税者が確定申告書類を作成するのではなく、税務署側がそれに必要事項を記入し、納税者はそれを確認するだけ、という制度である。マイナンバー制度の施行に合わせて当該制度の議論が活発になるのは当然のことである。しかし、マイナンバー制度の不信性などの理由でその社会的展開が未だに不十分性、といった状況が生じており、当該申告制度の本格的施行は先が見えない状況になっている。

ここで、記入済申告制度の概要をもう少し詳細に整理しておく。

記入済み申告制度とは、税務当局が納税者の申告に当たって行う納税者サービスである。税務当局が、納税者の所得金額、源泉徴収額、各種控除など法定調書によって得られた情報を、あらかじめ申告書に記入して納税者に送付する。納税者は記入内容を確認、必要があれば追加・修正して申告する仕組みである。

わが国では、納税者と国税当局が直接オンラインで結ばれていないので、マイナポータルの情報連携を活用して同様のサービスを行う。

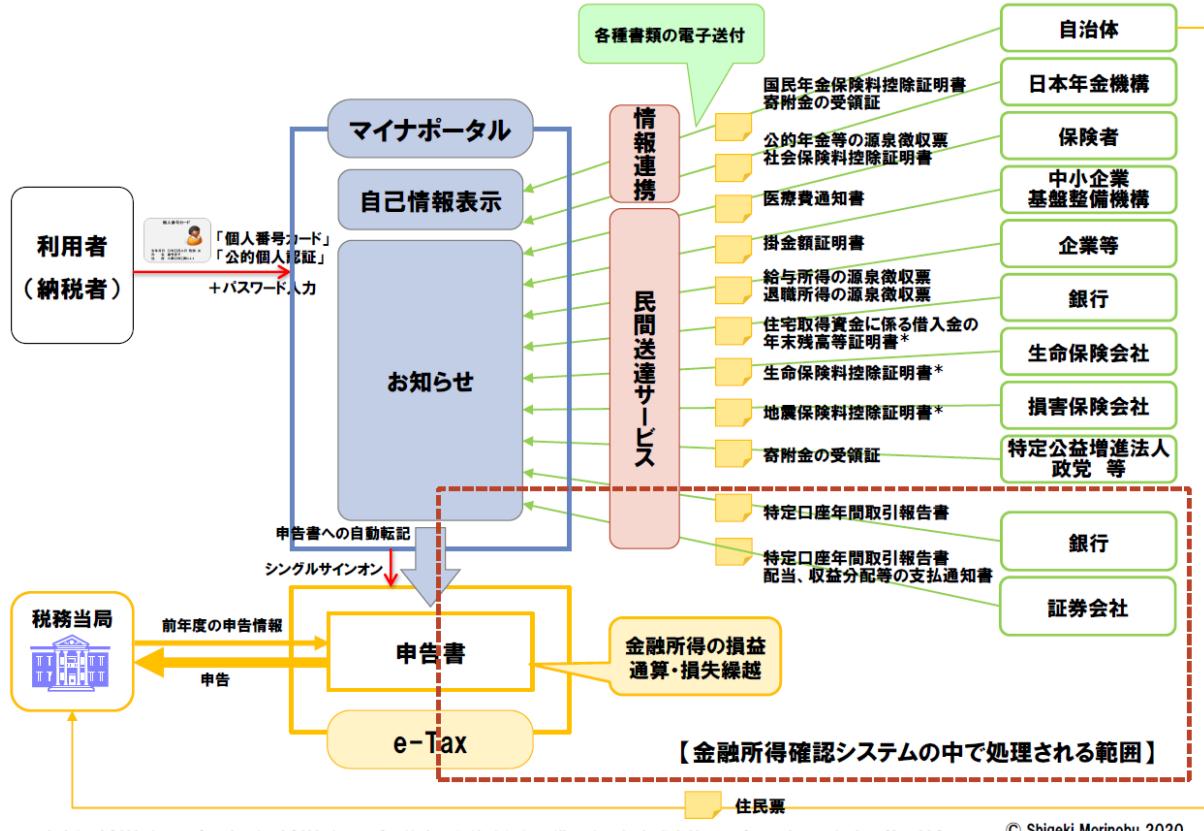
この制度は、本来、納税者(給与所得者)が年末調整を行わず、自ら申告調整をすることに道を開くことになり、いわば選択的自主申告制度の始まりといつてもよい。

自ら納税額を確定する自主申告制度は民主主義の原点であり、それによって、行政サービスや

公共事業に対する関心、さらには税制への関心も大いに高まることが期待される。¹⁸

ここでは、日本における記入済申告制度の意義についても記載されているが、森信らは他にも、当該申告制度が自主申告制度への道を開くことは、自らの所得を得るための費用を経費として実額で控除するということにつながるが、それにより他の先進国が導入している新しい政策税制を導入する余地が生まれるという意義も指摘している¹⁹。記入済申告制度の仕組みについての概念図があるので、以下にこれを示しておく。先にも述べたように、記入済申告制度の本格的実施にはまだ課題がある。

日本型記入済み申告制度のイメージ



[図 5] 日本型記入済申告制度の概要

[東京財団 HP[<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=2847>] (参照日:2025年2月25日)]

III、記入済申告制度の本格的実施のために:ICT 活用

それでは、記入済申告制度の本格的実施のための工夫としてはどのようなものが考えられるか。ここでは、拡張的クラウド型 ERP の活用のその本格的実施への意義について分析する。

著者は、前稿において、実際に海外で施行されているフラット税の改良版であるエックス税の施行等にあたり、拡張的クラウド型 ERP (Enterprise Resources Planning) が有意義であることを示した²⁰。ここでは、この仕組みを示した上で、当該システム活用にあたっての問題やその実際の日本の税制への意義について分析することとする。

まず、営利企業の場合における拡張的クラウド型 ERP の構造を示すと以下のようになる。

ERP:企業内の情報共有化のためのツールであり、企業の購買・生産・販売・人事・財務等の主要な

業務プロセスにおける経営情報をデータベース化とともに、リアルタイムに情報を更新して情報を一元的かつ統合的に管理するシステムである²¹。ここでは、パッケージソフト(出来合いのもの)を使い、これに合わせて仕事のやり方を変えていくことが提案される。このソフトを ERP パッケージと言う。さらに同一の業種・業態の企業は同一の ERP パッケージを使うことが提案される。これによって多くの企業が使うことによるシステムコストのダウンだけでなく、企業間のネットワークシステムが合理的に行えると訴えられている²²。なお、ERP パッケージは、企業ごとにカスタマイズする部分が少ないため、導入にかかる工数や初期費用が小さくなりやすいのが特長である。対極にあるのは企業に合わせてスクラッチ開発された ERP システムである²³。この開発には、通常、膨大な時間とコストとがかかる。

ここでは ERP パッケージを扱うが、この ERP には、SNS (Social Networking Service) 等のネットワークと連携したマーケティングツールや、BI (Business Intelligence) 、CRM (Customer Relationship Management) 、EPM (Enterprise Performance Management) といった機能も加えられる。このような工夫により、コスト削減・顧客サービス改善・コーポレートガバナンス強化・生産性向上²⁴がその分進むだけでなく、企業経営における各種意思決定の場面で、経営関係情報や企業会計関係情報等の情報の活用が進み、その業務の効率性もその分向上すると考えられる。以上のような ERP をクラウド上で利用することには、全体として見ると、低費用で迅速な導入が可能である、拡張性が高い、多様な端末で利用できる、常に最新のシステムを利用できる、グローバル対応が容易になる、などの長所や、基本カスタマイズがしにくい、オフライン環境ではシステムを利用できない、などの短所がある²⁵。なお、クラウド型 ERP には、パブリック型(既存のクラウドサービスを利用する)・プライベート型(自社 ERP をクラウド環境にのせる)・ハイブリッド型(パブリック型とプライベート型との併用)があるが²⁶、ここでは、クラウド型 ERP の概念として一般的に普及しているパブリック型のクラウド型 ERP を扱うこととする。

このクラウド型 ERP と、先に挙げた SNS 等の ICT システムはもちろんのこと、EDI (Electronic Data Interchange) 、DCM (Demand Chain Management) 、BPM (Business Process Management) 、CMS (Cash Management System) 、e-Tax (日本における国税電子申告・納税システム)²⁷ 、eLTAX (日本における地方税ポータルシステム) 、マイナポータル (日本政府が運営する共通番号制度関係のオンラインサービス)²⁸ 、法人番号システム (日本) 等の官公庁のその他 ICT システム²⁹ 、ZEDI (日本における、全銀 EDI システム)³⁰ 、日銀ネット (日本銀行金融ネットワークシステム)³¹ 、各種金融機関におけるコンピュータネットワーク³² 、金融庁 (日本) や証券取引所 (日本) のデータ関係のシステム³³ 、情報銀行、FOA (Flow Oriented Approach) 、PFM (Personal Financial Management)³⁴ 、ブロックチェーン、等の ICT システムとも一定程度の条件下で連携することができる。もちろん、以上のような連携を世界レベルで実現することも可能である。以上のような連携において、Fintech 、AI (Artificial Intelligence) 、API (Application Programming Interface) 、XML (eXtensible Markup Language) 、RPA (Robotic Process Automation) 、QR (Quick Response) コード、5G 、デジタル通貨や電子マネーと関係する技術、手形等の有価証券の電子化と関係する技術³⁵ 、等の ICT 関係技術も大きく関係することは言うまでもない。なお、本稿では、クラウド型 ERP と、ここで取り上げたそれ以外の各種 ICT システムとが連携されたシステムを、拡張的クラウド型 ERP と呼ぶこととする³⁶。

近年、とりわけクラウド型の ERP の普及が進んでいるが、このような状況の中で、ERP 関係の ICT システムの充実化が進んでいる。ここでは、幾つかのそうした取組みを紹介しておく。

・ナレッジマネジメントソリューション「knowler」との連携³⁷

・財務報告書の作成に必要な月次監査業務を効率的に行うための支援システム「MJS AI 監査支援」との連携³⁸

・パソコンバンキングソフト「EBNext2DX」との連携³⁹

・金融データプラットフォーム「Moneytree LINK」や金融データ分析ツール「LINK Intelligence」との連携⁴⁰

その他、拡張的クラウド型 ERP は多様な ICT システムとの連携が可能だと考えられる。例えば、AI による自動情報収集システム⁴¹、窓口キャッシュレス化システム⁴²、ファイル無害化システム⁴³、デジタル社員証システム⁴⁴、多言語通訳システム⁴⁵、チャットボットシステム⁴⁶、DMP (Data Management Platform)⁴⁷、AI 与信・回収スコアシステム⁴⁸、テレワークシステム⁴⁹、などの ICT システムとの連携が可能だと考えられる。

以上の拡張的クラウド型 ERP は営利企業の場合で考えているが、もちろん、以上のような仕組みを、中央政府・地方自治体・非営利組織などの主体の場合で考えることができる。

すると、社会の各組織において以上のような拡張的クラウド型 ERP が十分普及することで、課税当局における、従業員の所得、相続関係の資産、企業の売上額や仕入額、などの十分な把握が可能になってくると考えられる。例えば、マイナンバー制度を利用した金融所得の把握が十分でない場合、他の金融関係のシステムによりそれを補完できるようになると考えられる。すると、給与所得などへの所得税や、各種法人税、消費税、相続税などの税における申告納税を記入済型にすることが可能になると考えられる。例えば、記入済申告制度を資産課税にも適用する場合、拡張的クラウド型 ERP などの ICT システムにより、当該制度が円滑に施行されていれば、また、企業の各種資産取引や個人の資産状況などの、資産課税関係の情報を課税当局が把握できれば、贈与税や相続税などの資産課税関係の申告納税を記入済型にできると考えられる。この場合、納税者側は、相続時精算課税の適用、納税書類の記載内容の確認、などの記入済申告制度関係のことをすればよいことになる。その他、当該 ERP システムの活用においても、ふるさと納税制度関係の税額軽減額が申告納税書類へ自動的に反映されるといった形で、ふるさと納税制度と記入済申告制度との連携は可能である。

IV、記入済申告制度の税制上の意義

これまでの考察から、拡張的クラウド型 ERP が記入済申告制度の本格的実施の上で十分な意義を有することがわかったが、当該制度がそのように実施できることは、税制構築上の意義を有すると考えられる⁵⁰。

このことについて、まず、個人への支出税の場合で考えてみる。年間の所得から年間の貯蓄をキャッシュフロー方式で差し引いた年間の消費支出額への支出税は、他の税との比較の上での、税制面の簡素さや経済成長面での効率性などの点での優位性を持っていることから、その構想の活用方法についての議論の対象によくなるが、支出税そのものの施行は、膨大な経済取引記録の必要性などの理由で困難であるとされてきた。しかし、本稿で考察してきた、拡張的クラウド型 ERP 活用による記入済申告制度の本格的実施は、支出税そのものの施行可能性を高めることにつながると考えられる。このことは、当該制度の本格的実施により、金融取引の把握が容易になる、などの状況を考えればよい。もちろん、当該支出税の場合は申告納税方式に依る形になる。

また、記入済申告制度を法人の場合にも適用した場合、これが拡張的クラウド型 ERP などの ICT システムにより円滑に施行されている場合における当該制度の税制構築上の意義を考えることができる。これについては、例えば、実物取引と金融取引との峻別による R(実物)ベース課税の統一的施行

にそのシステムが一定程度の意義を有していることは考えられる。なお、R ベース課税は既に施行されているが、これは東欧などにおけるフラット・タックスの場合を考えればよい。このフラット・タックスの基本的構造は、個人部門の賃金と、法人部門におけるキャッシュフロー方式で算定された課税ベースへの均一税率の適用、というものである。先の支出税構想が活用された税としてエックス税があるが、これはフラット・タックスの個人部門の税率構造を累進税率にしたものである。過度な所得格差の是正が求められたりする現代においては応能税では基本的に累進税率が適用されることを考慮すると、フラット・タックスからエックス税への移行は現代の時代状況に即したものと考えられる。当該税には、設備投資即時控除による経済活性化効果、税制の簡素化、といった正の効果が期待されるため、その活用方法については詳細に議論されるべきである。なお、エックス税の賃金部門における記入済申告制度は容易に施行可能だと考えられる。

このエックス税の課税ベースは間接税とされる一般消費税の課税ベースと一致する。このことからも消費税改革の視点からもエックス税構想の活用は検討されるべきである。例えば、エックス税への移行の対象となる税については所得税・法人税がまず考えられるが、そこに、複雑化し逆進性への批判が絶えない消費税も取り入れる、ということも議論されてよいと考える。間接税としての一般消費税の租税負担者を最終消費者とするなら、支出税の場合でもそれと同様のことが言える。

その他、今後、AI 等の ICT システムの活用により、応能税について、個人や企業に対し個別の税率を設定する、ということも可能になってくると考える。これにより一層的確な応能性が確保されていくものと考える。この中で、本稿で言及している拡張的クラウド型 ERP 活用による記入済申告制度も一定程度の意義を有すると考える。この普及により、個人や企業の税額算定に必要な情報の収集が進むと、これに基づいた、そうした主体への個別の税率設定も可能になってくると考える。この際に、租税負担の公平性、などの税制構築の上で欠かせない視点はもちろん重視されるべきである。

以上で見てきたように、支出税やエックス税の実際の税制への活用方法を考察する際には、拡張的クラウド型 ERP が活用された記入済申告制度は是非とも考慮されるべきである。

おわりに

本稿では、記入済申告制度の本格的実施のための仕組みと、この仕組みの下で施行された記入済申告制度の税制構築上の意義について考察した。この結果、その仕組みの構築の上で拡張的クラウド型 ERP の活用が有意義であることだけでなく、この仕組みの下で施行された記入済申告制度は、税制における支出税やエックス税の活用などの税制改革の議論において意義を有することも述べた。

- 最後に、本稿での考察と関係する今後の課題を幾つか取り上げておく。
- ・本稿で言及した形での記入済申告制度の実施が税制に対して持つ意義を、本稿で取り上げなかつた税も考慮しより深く分析することは今後の課題である。
 - ・当該記入済申告制度においては ICT システム活用が欠かせないが、当該制度が円滑に機能するよう、この関係の ICT システムをトラブルが生じないものに改良していくことは今後の課題である。また、マイナンバー制度の社会的展開が順調でないなど、当該 ICT システムについては社会的展開上の問題があるのであり、この解消策を講じていくことは今後の課題である。

¹ 日本税理士会連合会『日本税理士会連合会』(パンフレット)、日本税理士会連合会、2024 年、2 頁。

- 2 関東信越税理士会 HP[<https://www.kzei.or.jp/contents/startup/cat/2012/10/28-2346.html>] (参照日:2025年2月17日)
- 3 (株)マネーフォワード HP[<https://biz.moneyforward.com/payroll/basic/2981/#i>] (参照日:2025年2月18日)
- 4 (株)マネーフォワード HP[https://biz.moneyforward.com/tax_return/basic/52338/#i] (参照日:2025年2月18日)
- 5 国税庁 HP[<https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/yokuaru01/01.htm>] (参照日:2025年2月19日)
- 6 国税庁 HP[<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>] (参照日:2025年2月20日)
- 7 デジタル庁 HP[https://www.digital.go.jp/policies/myna_portal] (参照日:2025年2月25日)
- 8 デジタル庁 HP[<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber>] (参照日:2025年2月25日)
- 9 地方税共同機構 HP[<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/>] (参照日:2025年2月21日)
- 10 地方税共同機構 HP[<https://www.eltax.lta.go.jp/news/09335>] (参照日:2025年2月21日)
- 11 (株)ミロク情報サービス HP[<https://www.mjs.co.jp/products/tax-affairs/>] (2025年2月25日)
- 12 ピー・シー・エー(株) HP[<https://pca.jp/hub/adjustment.html>] (参照日:2025年2月24日)
- 13 ピー・シー・エー(株) HP[https://pca.jp/area_top/chousyuzeigaku/index.html] (参照日:2025年2月24日)
- 14 総務省 HP
[https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/about.html] (参照日:2025年2月26日)
- 15 総務省 HP
[https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20150401.html#block02] (参照日:2025年2月26日)
- 16 ふるさと納税まるごとレポート HP[<https://www.satofull.jp/blog/sp/2017/07/20170706-02.html>] (参照日:2025年2月26日)
- 17 e-Gov ポータル HP「税制優遇制度」[<https://www.e-gov.go.jp/benefitsand-payments/tax-incentives.html>] (参照日:2025年11月11日)
- 18 森信茂樹「始まる「日本型記入済み申告制度」(株)プロフェッショナルネットワーク HP
[<https://profession-net.com/professionjournal/income-article-482/>] (参照日:2025年2月28日)
- 19 森信茂樹・小林洋子「記入済み申告制度:納税者利便のための納税者番号の活用」『国際税制研究』22、納税協会連合会、2009年、48頁。
- 20 これについては、例えば、「拙稿「企業への補助金について:エックス税の意義」国際文化政策研究教育学会ワーキングペーパー、2023年、拙稿「エックス税の問題点:クラウド型 ERP の意義」国際文化政策研究教育学会ワーキングペーパー、2020年】を参照するとよい。
- 21 森川信男『情報革新と経営革新』学文社、2011年、113-114頁。
- 22 内山力『IT 活用の基本』日本経済新聞出版社、2007年、40頁。
- 23 スマートキャンプ(株) HP[<https://boxil.jp/mag/a3162/>] (参照日:2024年5月15日)
- 24 (株)アイル アラジンオフィス HP[<https://aladdin-office.com/column/column04/>] (参照日:2024年5月15日)
- その他、ERPについては、以下の点が指摘される。
- ・ERP 提供企業が積み重ねてきた、成功企業における業務管理のベストプラクティスを取り入れられる点もメリットです。とくにクラウド ERP を利用する場合は、ナレッジが溜まっていなくても効率的な業務管理を始めやすいのがメリットです。[スマートキャンプ(株) HP[<https://boxil.jp/mag/a3162/>] (参照日:2024年5月15日)]
 - ・ERP を利用することで、管理する業務系ツールを削減できるため、セキュリティや内部統制を強化しやすくなります。複数のツールごとに対策を施していると、注意すべきポイントが多くなり漏れが発生し

やすくなります。近年では SaaS であっても、SOC 認定書を発行することで内部統制を担保している ERP も出てきているため、あわせてチェックするとよいでしょう。[スマートキャンプ(株) HP [https://boxil.jp/mag/a3162/] (参照日:2024 年 5 月 15 日)]

²⁵ 企業におけるクラウド活用の性質については、[アクセンチュア株式会社『クラウドが経営を変える!: 新ビジネスを創造する企業 IT の変革』中央経済社、2012 年]などの資料を参照するとよい。

²⁶ 一般社団法人日本クラウド産業協会 HP[https://www.aspicjapan.org/asu/article/34411] (参照日:2024 年 5 月 15 日)

本ページには、「パブリック型」「プライベート型」「ハイブリッド型」について以下の説明がある。
パブリック型: ベンダーが提供する既存のクラウドサービスを利用するタイプです。専門知識を持ったベンダーにシステムのメンテナンスやアップデート作業を一任できる点が大きなメリットです。カスタマイズの自由は利きませんが、比較的安価で手軽に導入でき、自社でサーバーをメンテナンスする必要がないため運用コストもかかりません。

プライベート型: 自社で運用している ERP をクラウド環境に移行して使用するタイプです。自社専用の環境を利用できるため、社内でサーバー管理やセキュリティ管理を行えます。また、自由にカスタマイズできる柔軟性も大きなメリットの 1 つです。ただし、ERP 環境の構築や保守管理をすべて自社で行う必要があるため、相応の手間を要します。

ハイブリッド型: 上記のパブリック型とプライベート型を組み合わせたタイプです。それぞれのメリットを活かして運用できる点がメリットです。たとえば、基本機能に関しては低成本なパブリック型で運用し、機密情報などの領域はプライベート型で管理するなど、状況に応じて使い分けられます。ただし、2 つの環境を用意しなければならないため、管理が煩雑になってしまふ点は注意が必要です。

²⁷ NEC ネクサソリューションズ(株) HP[https://www.nec-nexs.com/service/lp/clovernnet_erp_cloud/attendance.html] (参照日:2025 年 12 月 24 日)

²⁸ CRM(顧客関係管理)ソリューションのセールスフォース・ドットコムは、内閣府がマイナンバー制度に基づくウェブサービス「マイナポータル」の電子申請機能「ぴったりサービス」の基盤を、同社が展開する CRM ソフト「Salesforce」で構築した、と 9 月 21 日に発表した。[株インプレス HP [https://webtan.impress.co.jp/n/2017/09/22/26945] (参照日:2025 年 12 月 24 日)]

²⁹ 日本では、G ビズ ID[デジタル庁 HP[https://gbiz-id.go.jp/top/]] (参照日:2025 年 12 月 24 日) も構築されている。本ページでは、G ビズ ID は、1 つの ID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです、と説明されている。

³⁰ (株)インターイコム HP[https://www.intercom.co.jp/press/news/2018/0628_beware.html] (参照日:2025 年 12 月 24 日)

³¹ 日本銀行 HP[https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/kess/i10.htm/] (参照日:2025 年 12 月 24 日)

³² これについては、[大和総研フロンティアテクノロジー本部『エンジニアが学ぶ金融システムの「知識」と「技術』』翔泳社、2019 年]を参照するとよい。なお、ここでは、SWIFT(Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication)も考慮することとする。

SWIFT: 銀行間の国際金融取引に係る事務処理の機械化、合理化および自動処理化を推進するため、参加銀行間の国際金融取引に関するメッセージをコンピュータと通信回線を利用して伝送するネットワークシステムです。[全国銀行協会 HP

[https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/system/swift/] (参照日:2025 年 12 月 24 日)]
その他、最近では、デジタル起点の新しいサービスを提供し、口座開設から ATM 入出金、振込など、全てのサービスがスマートフォン上で完結できる「みんなの銀行」も登場している。[Impress Watch HP[https://www.watch.impress.co.jp/docs/news/1327721.html] (参照日:2025 年 12 月 24 日)]

³³ @IT HP[https://www.atmarkit.co.jp/news/200806/20/creo.html] (参照日:2025 年 12 月 24 日)

³⁴ ソフトウェアで個々の日々の資金の取引情報を、複数の金融機関などから、収集・集計・可視化するアカウントアグリゲーションサービスのことを指す。[大和総研フロンティアテクノロジー本部『金融システムの「知識」と「技術』』翔泳社、2019 年、296 頁。]

³⁵ 全国銀行協会は 2022 年 11 月 4 日、手形・小切手の交換を画像データでやりとりする「電子交換所」の業務を開始する予定だ。準備の一環で 21 年 4 月以降、QR コード付きの統一手形・小切手用

紙のサンプル作成を金融機関に求めていく。[株日本金融通信社 HP
[<https://fit.nikkin.co.jp/post/detail/hl0553#:~:text=%E9%9B%BB%E5%AD%90%E4%BA%A4%E6%8F%9B%E6%89%80%E3%81%AF%E3%80%81%E3%81%93%E3%82%8C,%E7%9B%BB8%E6%89%8B%E6%A9%9F%E9%96%A2%E3%81%B8%E9%80%81%E4%BB%98%E3%81%99%E3%82%8B%E3%80%82>] (参照日:2025年12月24日)]

³⁶ このような概念は以前より主張されているが、これは、例えば、[伊藤重光『ERPプロジェクト:こうすれば成功する』日本経済新聞社、2004年]等の資料を参照するとよい。

本稿で示した、クラウド型ERPと各種ICTシステムとの連携に関するより詳細な分析は、[拙稿「クラウド型ERPの拡張」『地研年報』25、三重短期大学地域問題研究所、2020年、拙稿「エックス税の問題点:クラウド型ERPの意義」国際文化政策研究教育学会ワーキングペーパー、2020年]を参照するとよい。なお、そのICTシステムの概要は下記の通りである。

BI:企業内外の事実に基づくデータを組織的かつ系列的に蓄積・分類・検索・分析・加工して、ビジネス上の各種の意思決定に有用な知識や洞察を生み出すという概念や仕組み、活動のことであり、また、そうした活動を支えるシステムやテクノロジーを含む場合もある。[阿部満『IT経営実践の知識』同友館、2011年、189頁。]

CRM:顧客データベースを作成し、顧客属性・購買動向・プロモーションへの反応をとらえて、ロイヤルカスタマー(店舗に利益をもたらす得意客)を育成していくものである。[内山力『IT活用の基本』日本経済新聞出版社、2007年、17頁。]

DCM:デマンドチェーン顧客管理とされ、需要主導・顧客起点型の顧客管理であり、顧客情報から需要の変化や動向を素早く見いだし、販売・流通・生産の需要計画に反映させ、卸・小売業から物流業、さらに製品メーカ、資材・部品メーカに至る需要の連鎖を一元管理することにより、需要連鎖全体の最適化を図る顧客関係管理である。[定道宏『ビジネス情報学概論』オーム社、2006年、56頁。]

SCM:部品や原材料の調達から、製造・販売・流通などの過程を通じて製品が最終消費者の手に渡るまでの流れ(サプライチェーン)を複数の企業間で統合的に管理することで、サプライチェーン全体の経営効率を最適化する経営手法である。[株日立システムズ HP[<https://www.hitachi-systems.com/ind/fs/words/sales-120/>] (参照日:2025年12月24日)]

EPM:経営情報をビジュアル化し、分析機能を提供することで、経営の迅速化を図る問題発見および解決を支援するシステムである。[株日立ソリューションズ HP[<https://www.hitachi-solutions.co.jp/company/press/news/system/2006/pr060405.html>] (参照日:2025年12月24日)]

EDI:紙の注文書をFAXしたり、電話をかけたり、相手先ごとに異なる手順で行っていた受発注業務を、インターネットを利用して効率化するシステムである。[日本電気株 HP

[<https://jpn.nec.com/outsourcing/edi/index.html>] (参照日:2025年12月24日)]

BPM:業務の始めから完了までを、ビジネスプロセス(業務の作業単位)のワークフロー(流れ図)で可視化して、現状を常時監視し、課題や問題を素早く発見して、不要なプロセスの削除や新規プロセスの挿入を行い、業務システム全体の効率を最適な状態に管理・維持することである。[定道宏『ビジネス情報学概論』オーム社、2006年、84頁。] 字数の制約上、ここではその詳細な言及は避けるが、BPMではなくBPMS(Business Process Management System)とERPとの連携についても議論がなされている。

e-Tax:公的個人認証サービスを利用し、国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きを行う電子申請サービスである。[地方公共団体情報システム機構 公的個人認証サービスポータルサイト HP[https://www.jpki.go.jp/jpkiguide/admin_proce/etax.html] (参照日:2025年12月24日)] eLTAXは当該システムの地方税版である。

マイナポータル:国民一人一人に用意される政府が運営するポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせサービスが可能である。[内閣官房番号制度推進室 内閣府大臣官房番号制度担当室「マイナンバー 社会保障・税番号制度:概要資料」内閣府、2018年8月、前掲報告書、4頁。]

ZEDI:支払企業から受取企業に総合振込を行うときに、支払通知番号・請求書番号など、さまざまなEDI情報の添付を可能とするシステムである。[全国銀行協会 HP

[<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/smooth/xml/>] (参照日:2025年12月24日)]

日銀ネット:日本銀行とその取引先金融機関との間の資金や国債の決済をオンライン処理により効率

的かつ安全に行うこととして構築された、日本銀行が運営しているネットワークのことである。[日本銀行 HP[<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/kess/i10.htm/>] (参照日:2025年12月24日)]

通常の、銀行、クレジット会社、証券会社、投資会社、保険会社、証券取引所:それぞれに独自の業務処理ICTシステムがある。これについては、[大和総研フロンティアテクノロジー本部『エンジニアが学ぶ金融システムの「知識」と「技術」』翔泳社、2019年]を参照するとよい。

FOA:製造現場の生データに、関連のある背景データや説明データを加え、編集して分析した情報を企業内のネットワークにリアルタイムに配信する仕組みである。[株大塚商会 HP[<https://www.otsuka-shokai.co.jp/words/foa.html>] (参照日:2025年12月24日)]

SCM(Supply Chain Management)、PDM(Product Data Management)、MES(Manufacturing Execution System)、SRM(Supplier Relationship Management)、PLM(Product Lifecycle Management等のICTシステム:スマート工場関係のICTシステムであるが、これらの詳細は、[松林光男 監修、川上正伸・新堀克美・竹内芳久 編著『スマート工場のしくみ:IoT、AI、RPAで変わるモノづくり』日本実業出版社、2018年]を参照するとよい。

PFM:厳密な定義はなくお金の管理を手助けするソフトウェアの総称として扱われ、家計簿ソフトウェアもPFMの一種であるが、一般的にはID連携(アカウントアグリゲーション)機能を用いて複数の銀行・証券やクレジットカードなどの口座情報を一元的に確認できるオンラインサービスを示すことが多い、とされる。[藤吉栄二「金融機関におけるPFM(Personal Financial Management)の活用」『Financial Information Technology Focus』野村総合研究所、2014年8月、14頁。]

ブロックチェーン:データが地理的に離れたサーバーに分散保持され、記録されたデータがなくならない(改竄不可能性)、また一部のサーバーが不正侵入されても動き続ける(ビザンチン耐性)という特長を備えた全く新しいデータベースで、この大きな特徴の一つとして、ブロックと呼ばれるデータ保管の単位が一定時間で生成され、コンセンサス・アルゴリズム(合意形成)という各サーバー間にて保持されるデータ検証モデルを持つことが挙げられる。[株bitFlyer HP[<https://bitflyer.com/ja-jp/miyabi-blockchain>] (参照日:2025年12月24日)]

Fintech、AI、API、XML、RPA、QRコード、5G、他:字数の制約上、説明は省くが、それについては[e-Words HP[<https://e-words.jp/>] (参照日:2025年12月24日)]を参照するとよい。

海外の決済系システム:字数の制約上、説明は省くが、それについては[宿輪純一『決済インフラ大全[2030年版]—新型スマート決済から新決済リスク、金融業態改革、次世代決済まで』東洋経済新報社、2025年]を参照するとよい。

³⁷ (株)NTTデータ HP[<https://www.nttdata.com/jp/ja/news/release/2021/051900/>] (参照日:2025年12月24日)

³⁸ (株)ミロク情報サービス HP[<https://www.mjs.co.jp/feature/ai-kansa/>] (参照日:2025年12月24日)

³⁹ (株)データ・アプリケーション「「EBNext2®DX」のJX手順に、EDIクライアント「ACMSLiteNeo」を採用:JX手順の豊富な実績による信頼性を高く評価」(Press Release)、2018年12月17日、1頁。

⁴⁰ (株)デジタルホールディングス HP[https://digital-shift.jp/flash_news/FN210415_7] (参照日:2025年12月24日)

⁴¹ 例えば、AIイベント情報集約サービスがある。これについては、「AIイベント情報集約サービスのご紹介 2022.04」(株)インフォモーション、自治体総合フェア 2022 配布資料]を参照のこと。

⁴² 例えば、交付手数料精算機がある。これについては、「窓口サービス向上のご提案」(株)暁電機製作所、自治体総合フェア配布資料]を参照のこと。

⁴³ 例えば、「「ファイル無害化を安全・安心・手軽に ファイル無害化 for LGWAN-ASP」(株)エーティーエルシステムズ、自治体総合フェア 2022 配布資料]を参照するとよい。

⁴⁴ 例えば、「「デジタル社員証 Smart Me:首から下げない、社員証の新しいかたち」NTTコミュニケーションズ(株)、自治体総合フェア 2022 配布資料]を参照するとよい。

⁴⁵ 例えば、「「AIとヒトの「ハイブリッド式」多言語通訳サービス」コニカミノルタ(株)、自治体総合フェア 2022 配布資料]を参照するとよい。

⁴⁶ 例えば、「「Office Bot:その業務にAIのチカラを～自動化で加速する企業DX」ネオス(株)、2021年]を参照するとよい。なお、このチャットボットでは、ナレッジ集積AIが活用されている。

⁴⁷ 例えば、[「データマネジメントコンサルティング・DMP 導入支援:企業内の膨大かつ様々なデータを、効率的かつ安全に格納・運用するための支援サービス」キャノン IT ソリューションズ(株)、2022 年]を参照するとよい。

⁴⁸ 例えば、[GAILABO のご紹介]グローバルエーアイノベーションズラボラトリー(株)、Japan IT Week2022 配布資料]を参照するとよい。

⁴⁹ 例えば、[情報技術開発(株) 営業本部 iDC & セキュリティ推進部「tdi 働き方改革ソリューション」紹介資料]、情報技術開発(株)、Japan IT Week2022 配布資料]を参照するとよい。

⁵⁰ 本稿では、ICT 活用の問題点の議論は扱っていないが、この解消については詳細な議論が求められる状況がある。こうした ICT 関係の問題点を厳密に考慮した上での、税制における ICT 活用の分析は今後の課題とする。なお、その問題としては、例えば、以下のようなものが挙げられる。もちろん、このそれぞれの間に関連性があることは言うまでもない。

- ・個人情報や企業機密情報、といった類の情報の漏洩問題
- ・企業、家計、などの組織における ICT システム導入の問題:費用、メンテナンス、各種システム間の整合性、他
- ・デジタルデバイド
- ・災害時対応:データバックアップ、被災した ICT システム運用主体への対応、他
- ・ICT システム提供側の運用上の問題:課金システム、アジャイル型開発の是非、利用上の煩雑性の解消、他
- ・十分な ICT 人材の確保:教育体制、人数、他
- ・ICT システム標準化傾向による地方自治の侵害の可能性
- ・法体制の整備:個人情報保護法、他

以上のような問題を解決するため、政府、企業、家計、などの組織において各種対策が講じられる傾向が見受けられるが、頻繁な ICT 面の事件の発生、新規 ICT システムの頻繁な登場、人口構成の変動、等の状況を考慮すると、こうした対策は常に更新されていかなければならない状況があることがわかる。

なお、税務における ICT システム活用の実際的問題については、[拙稿「税務における ICT 活用の諸問題の解消策:拡張的クラウド型 ERP の意義と課題」、GLC パートナーズ調査報告書、2024 年]を参照するとよい。

著者略歴

大畠 智史 (おおはた さとし)
所属 津市立三重短期大学法経科 教授 専門:財政学
人間文化研究機構国立民族学博物館外来研究員
京都大学大学院経済学研究科研究支援推進員
びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科専任講師
三重短期大学法経科准教授 を経て現職
【生年月日】1978年1月11日
【現住所】三重県津市一身田中野157（大学）
※本報告書の内容に關しご意見がございましたら、是非お聞かせ頂ければと思います。
Mail:ohata@tsu-cc.ac.jp

【主要業績】

- ・「関西広域連合への三重県の正式参加について:文化資源活用策のもとで」『地研年報』30、津市立三重短期大学地域問題研究所、2025年
- ・「税務のICT化:公民共創の意義」『税経新報』736号、税経新人会全国協議会、2025年
- ・「経済成長とX税:政治学的視点から」国際文化政策研究教育学会ワーキングペーパー、2024年
- ・「文化資源活用の視点からの関西広域連合への三重県の正式参加について:エックス税構想の意義」『地研年報』29、三重短期大学地域問題研究所、2024年
- ・「税務におけるICT活用の諸問題の解消策:拡張的クラウド型ERPの意義と課題」GLCパートナーズ調査報告書 2024年
- ・「地域活性化と税制支援措置:関西広域連合の場合」国際文化政策研究教育学会ワーキングペーパー、2023年
- ・「関西広域連合への三重県の参加について」『地研年報』27、三重短期大学地域問題研究所、2022年
- ・「デジタル経済下におけるエックス税」『地研年報』26、三重短期大学地域問題研究所、2021年
- ・「J.S.ミルにおける租税論:公平性と効率性」『三重法経』152、三重短期大学法経学会、2019年
- ・「所得課税と消費課税:ICT化の意義」『三重法経』151、三重短期大学法経学会、2019年
- ・「支出税と勤労意欲:ICT化の影響」『地研通信』127、三重短期大学地域問題研究所、2017年
- ・"On the Effect of the ICT Utilization against the Implementation Issues of the Expenditure Tax and the X Tax" 『三重法経』142、三重短期大学法経学会、2014年
- ・"On the Properties of the Consumption Taxes in the IT Period" 『三重法経』139、三重短期大学法経学会、2011年
- ・「最適課税論:国際的視点から」『経済論叢』182.3、京都大学経済学会、2008年
- 他

申告納税方式におけるICT活用
—記入済申告制度について—
2025年12月24日発行

著者 大畠智史
発行所 GLC 合同会社
〒534-0002 大阪市都島区大東町3-9
都島リバーシティ6-1004
TEL 06(6923)6230、FAX 06(7860)6231